



濃度計量証明書

平成24年6月21日発行

仙南地域広域行政事務組合
理事長 風 間 康 静 様

計量証明事業登録・官製濃度(31号)・騒音(47号)
飲料水の水質検査登録(宮城県12水第1号)
作業環境測定機関(国環境基準局登録四一五)
北日本環境整備株式会社
〒983-0833 仙台市宮城野区仙台1丁目18番26号
TEL 022-252-3863 FAX 022-252-9277

環境計量士 千葉 勝 義
(第環6844号)



貴依頼による水質に係る計量結果は下記の通りであったことを証明いたします。

計量証明番号	第31水S-5-57769		
採取年月日	平成24年6月12日	採取時間	11時08分
採取場所	仙南最終処分場	検査試料名	浸出水原水B
検査方法	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に 係る水質検査の方法(平成10年6月16日環・厚告1号)		
試料採水者	北日本環境整備株式会社(千葉)		

計 量 項 目	計 量 方 法	単 位	計 量 結 果	定量下限値
天 気		—	曇り	—
気 温	規格 7.1	℃	16.5	—
水 温	規格 7.2	℃	16.5	—
外 観	規格 8	—	殆ど透明	—
臭 気	規格 10.1	—	殆ど無	—
透 視 度	規格 9	度	50以上	1
水素イオン濃度	規格 12.1	水素指数 (20℃)	8.0	—
生物化学的酸素要求量	規格 21, 32, 1	mg/L	0.5未満	0.5
化学的酸素要求量	規格 17	mg/L	1.1	0.5
浮遊物質	環告59号付表8(S46)	mg/L	0.5	0.5
大腸菌群数	厚・建省令第1号(S37)	個/cm ³	1	0
塩化物イオン	規格 35.1	mg/L	29	1
カルシウム	規格 50.2	mg/L	35	0.2

備 考 *大腸菌群数は、計量法107条の登録対象物質ではありません。

*規格とは、日本工業規格(JIS) K-0102をいう。

水質分析項目(1回/年の項目)

貴依頼による試料に係る計量結果は下記の通りであったことを証明いたします。

計 量 項 目	計 量 方 法	単 位	計 量 結 果	定量下限値
フェノール類含有量 (ph)	規格 28.1.2	mg/L	0.5未満	0.5
ノルマルヘキサン抽出物質量(飲油類)	環告64号付表4(S49)	mg/L	0.5未満	0.5
ノルマルヘキサン抽出物質量(動植物油類)	環告64号付表4(S49)	mg/L	0.5未満	0.5
銅 含 有 量 (Cu)	規格 52.2	mg/L	0.05未満	0.05
亜鉛含有量 (Zn)	規格 53.2	mg/L	0.2	0.1
溶解性鉄含有量 (S-Fe)	規格 57.2	mg/L	0.3未満	0.3
溶解性マンガン含有量 (S-Mn)	規格 56.2	mg/L	0.1未満	0.1
クロム含有量 (T-Cr)	規格 65.1	mg/L	0.1未満	0.1
窒素含有量 (T-N)	規格 45.2	mg/L	1.3	0.25
磷含有量 (T-P)	規格 46.9	mg/L	0.07未満	0.07
カドミウム及びその化合物 (Cd)	規格 55.2	mg/L	0.001未満	0.001
シアン化合物 (CN ⁻)	規格 38.1.2, 38.3	mg/L	0.1未満	0.1
有機りん化合物 (O-P)	環告64号付表1(S49)	mg/L	0.1未満	0.1
鉛及びその化合物 (Pb)	規格 54.2	mg/L	0.001未満	0.001
六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)	規格 65.2.1	mg/L	0.005未満	0.005
ヒ素及びその化合物 (As)	規格 61.1	mg/L	0.001未満	0.001
水銀・アルキル水銀他水銀化合物 (T-Hg)	環告59号付表1(S46)	mg/L	0.0005未満	0.0005
アルキル水銀化合物 (R-Hg)	環告59号付表2(S46)	mg/L	0.0005未満	0.0005
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	環告59号付表3(S46)	mg/L	0.0005未満	0.0005
トリクロロエチレン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
テトラクロロエチレン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
ジクロロメタン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
四塩化炭素	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
1,2-ジクロロエタン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
1,1-ジクロロエチレン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
1,3-ジクロロプロペン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
ベンゼン	JISK 0.125-5.2	mg/L	0.0002未満	0.0002
チウラム	環告59号付表4(S46)	mg/L	0.0006未満	0.0006
シマジン	環告59号付表5(S46)	mg/L	0.0003未満	0.0003
チオベンカルブ	環告59号付表5(S46)	mg/L	0.002未満	0.002
セレン及びその化合物	規格 67.2	mg/L	0.001未満	0.001
過マンガン酸カリウム消費量	上水試験法VI-117.2	mg/L	2.2	0.1
ほう素及びその化合物 (B)	規格 47.1	mg/L	0.2未満	0.2
ふっ素及びその化合物 (F)	規格 34.1	mg/L	0.2未満	0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	規格 42.2 43.1 46.2	mg/L	1.2	0.1

備考 * 規格とは、日本工業規格(JIS) K-0102をいう。

* 大腸菌群数は、計量法(107条)の登録対象の物質ではありません。

* 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46.12.28環告59号)別表の測定方法。

* 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法
(平成10年6月16日環・厚告1号)

基準値は、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46.12.28環告59号)による。

* 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が
該当方法の定量下限を下回ること。